法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

vol.21
2012.7.17
夏

special feature 特集

スタッフ弁護士の活動から
ご存知ですか? 司法ソーシャルワーク 5

特別寄稿 作家・斎藤明美さん
女優嫌いの大女優 高峰秀子 2

震災関連ニュース 4
法テラス草創の足跡④ 8
関係機関紹介 東京都地域生活定着支援センター 10
連載コラム 11

高峰秀子さん

女優嫌いの大女優

日本を代表する女優であるとともに、
引退後はエッセイストとして活躍されていた高峰秀子さん。
一昨年の12月末、肺がんのため86歳でお亡くなりになりましたが、
本人のご遺志により法テラスに多額の寄付をなされました。
本号では、そうした高峰秀子さんの「人としての魅力」について、
養女であり作家の斎藤明美さんにご寄稿いただきました。

知らない人は驚くかもしれないが、高峰は女優業が嫌いだった。

五歳で子役になったのは自分の意志ではない。自我が目覚めるにつれて、「私はこの職業には向かない」と感じた。だが、デビューした途端、人気が爆発して「天才子役」と呼ばれ、わずか五歳から養父母を養った。十三歳からは二十人近い親類の生活が彼女の肩にのしかかった。

だから女優をやめたくてもやめられなかった。

学校にも通えなかった。数えるほどしか会ったことのない兄弟や、顔も知らない従兄やはとこを高校へ、あるいは大学に通わせるために、高峰は働き続けた。

小学校を通算一か月、文化学院一か月、これだけが、八十六年の高峰の生涯における、学歴の全てである。

あなたなら、学ぶ機会を奪われ好きでない職業を続けなければいけない人生を、どう生きる？

私は、高峰が愚痴を言うのを聞いたことがない。説教されたことも、くどくど昔話を聞かされたことも、ただの一度もない。

高峰はかつて私に言った、

「心のノートをいつも真っ白にしておきたい」

好きでない職業で三百本を超える作品に出演し、日本映画史を代表する大女優となり、目に一丁字なくなってもおかしくなかった境遇で、二十六冊の著作

を残す名文家となった人の、心のうちにあったものは何か？

だまされたと思って、高峰を読んでください。

名著『わたしの渡世日記』でその半生を知ってください。拙著『高峰秀子の流儀』でその生き方を知ってください。

必ず、何かを見つけるはずです。そしてそれは、あなたを、あなたが生きることを励ましてくれるはずです。

私達が失いかけた大事なものを、高峰秀子が教えてくれます。

文・斎藤（松山）明美

プロフィール

高峰秀子さん（1924年3月27日～2010年12月28日）
昭和の日本映画界を代表するスターの一人。北海道函館市出身。1929年、映画「母」に子役でデビュー後数多くの映画に出演。「カルメン故郷に帰る」（1951）、「二十四の瞳」（1954）、「喜びも悲しみも幾歳月」（1957）、「名もなく貧しく美しく」（1961）、「人間の條件 完結編」（1961）、「華岡青洲の妻」（1967）、「恍惚の人」（1973）、「衝動殺人 息子よ」（1979）など。1955年、映画監督・脚本家の松山善三さんと結婚。1979年に女優を引退した後はエッセイストとして活躍。

松山善三さん（1925年4月3日～）
日本の映画監督・脚本家を代表する一人。監督・脚本作品としては「名もなく貧しく美しく」（1961）、「ふたりのイーダ」（1976）、「典子は、今」（1981）、「虹の橋」（1993）などを、また脚本家としては「あなた買います」（1956）、「人間の條件」（1959・1961）、「乱れる」（1964）、「恍惚の人」（1973）、「人間の証明」（1977）、「親分はイエス様」（2001）、「新しい風 若き日の依田勉三」（2004）など数々の名作を生み出しています。

松山善三著『依田勉三の生涯』
ハースト婦人画報社

高峰秀子さんの夫・松山善三さん（右）から寄付金を受け取る梶谷 剛理事長

高峰秀子さんから法テラスに寄付金

日本司法支援センター理事長 梶谷 剛

このたび、高峰秀子さんのご遺志として、ご遺族の方より大変高額なご寄付を頂きました。心より御礼を申し上げます。

法テラスは、経済的・社会的に弱い立場の人へ法の光を当てる目的で作られた団体であり、国費でまかなわれています。

1979年公開「衝動殺人 息子よ」（監督：木下惠介、主演：若山富三郎・高峰秀子）©松竹株式会社

高峰さんの最後の主演映画『衝動殺人 息子よ』は、息子が通り魔に殺され、犯人の刑も軽く、被害遺族を保護する法律もないということで、父親が法律を作ることに奔走するという映画です。過労のために亡くなった夫の亡骸の前で「私がやりますよ、私がお父さんのしたかったことを引き継ぎますよ」と涙ながらに述べるシーンが、大女優高峰秀子さんの映画での最後のセリフといわれています。私どもの法テラスの業務の中には、犯罪被害者支援が入っています。このたび高峰秀子さんから寄付を頂いたことに、深い縁と絆を感じております。社会のためにお役に立たせて頂きます。

高峰秀子著書

【単行本】
『巴里ひとりある記』新潮社
『まいまいつぶろ』新潮社
『私のインタヴュー』新潮社（6月25日刊行）

『にんげん蚤の市』清流出版

【文庫本】
『わたしの渡世日記』上下 新潮文庫
『にんげんのおへそ』新潮文庫
『台所のオーケストラ』新潮文庫（7月1日刊行）
『コットンが好き』文春文庫
『にんげん住所録』文春文庫
『おいしい人間』文春文庫
『私の梅原龍三郎』文春文庫
『人情話 松太郎』文春文庫
『いっぴきの虫』文春文庫
『忍ばずの女』中公文庫（6月25日刊行）

共著

『旅は道づれアロハ・ハワイ』中公文庫、松山善三と共著
『旅は道づれタンカーメン』中公文庫
『高峰秀子 暮しの流儀』新潮社、松山善三・斎藤明美と共著

『旅は道づれ雪月花』ハースト婦人画報社
『高峰秀子のレシピ』ハースト婦人画報社

斎藤明美著書

『高峰秀子の捨てられない荷物』新潮文庫
『高峰秀子の流儀』新潮社
『高峰秀子との仕事』1・2、新潮社
写真集『高峰秀子』キネマ旬報、斎藤監修

震災関連 NEWS

震災特例法施行後の動き

このコーナーでは、震災特例法がどのように活用されているか、施行後の動きをデータで紹介します。

震災特例法施行2か月で相談件数は5,484件

平成24年4月1日に震災特例法が施行され、施行後の震災法律相談援助件数の全国実績は、4月が2,187件、5月が3,297件となっています。また、被災3県では、宮城県が2,604件となり、岩手県の1,069件、福島県の974件と続いています。

4月から5月にかけて、相談件数は約1.5倍となっており、まだ法律相談の需要はあると考えられますので特例法を活用していただけますよう、更なる周知を進めていきます。

速報 **法テラス二本松(仮称)今秋オープンへ**
法テラスでは、福島県二本松市に福島県内では初めて、全国では5か所目の被災地出張所を開設することになりました。詳細については、今後ホームページでお知らせする予定です。

●県別に見た特例法・法律相談援助件数
(平成24年6月11日時点速報値)

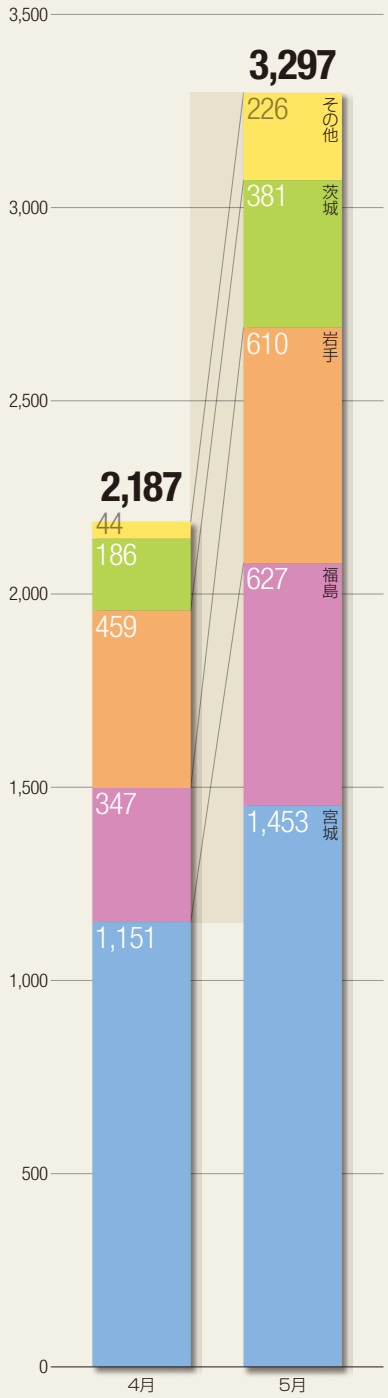

●特例法・法律相談援助内容の内訳(4月~5月)

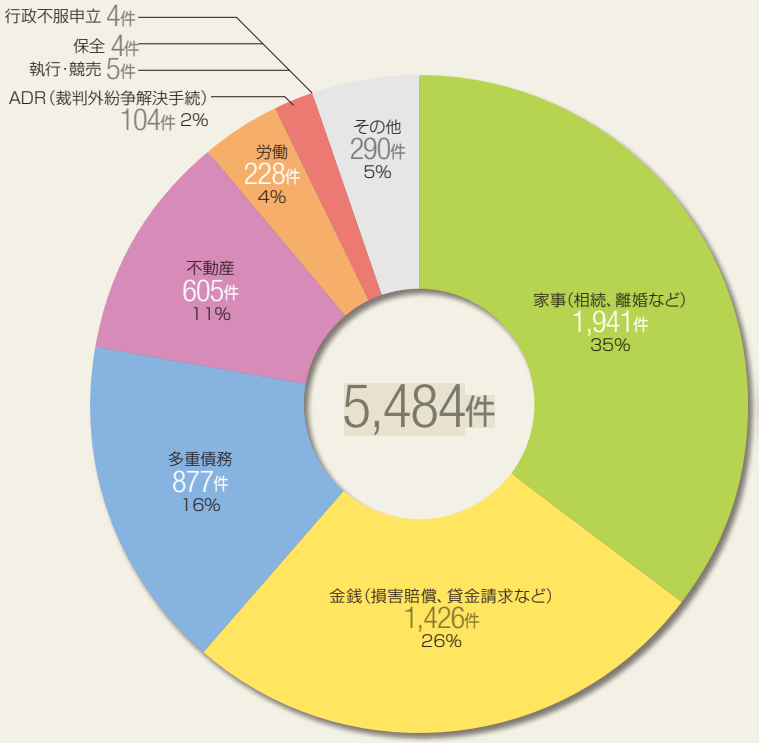

特例法が成立したことについて、被災者や関係機関からの反応

関係機関

特例法の施行を受けて、制度周知のため訪問した各自治体や相談センターなどからは期待の声をいただきました。また、「民事関係の相談が持ち込まれたときに、従前の法テラスの利用要件を本人が満たしているか尋ねなくても法テラスを紹介できるようになり、とても連携しやすくなった」などと関係機関からも歓迎されています。

被災者

実際の利用者からは、「住所だけ言えば無料で相談できると報道で見たので利用しやすいと思い電話した」という声や、「原発で福島県から避難しているが、避難先でも相談できると聞いたのでぜひ利用したい」「30分5000円で相談したことはあるが被災者には負担が大きい。ましてや、日々変化する問題に応じて2~3回と相談をしたいと思っても費用を考えると躊躇してしまうので、本当にありがたい」という声があり、非常に好意的に受け止められています。

震災特例法 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

平成24年3月23日に成立し、4月1日に施行。法テラスは、この法律に基づいて、「東日本大震災法律援助事業」を新たな事業として実施しています。
平成23年3月11日時点において、一定の地域に住所、居所、営業所又は事務所があった方(法人を除く)が対象となり、資力を問わず利用できます。

●本事業の詳細については、「震災法テラスダイヤル」にてご案内しています。

震災法テラスダイヤル 0120-078309 (おなやみレスキュー)

スタッフ弁護士の活動から

ご存知ですか？ 司法ソーシャルワーク

special feature 特集

法テラスでは、約220名のスタッフ弁護士が総合法律支援の担い手として、民事法律扶助事件や国選弁護・付添事件などの業務に従事しています。こうした中にあって、着実に成果を上げつつあるのが、司法ソーシャルワークへの取組みです。

全国に展開する法テラス

「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下、法テラスは、地方裁判所本庁所在地に設置された50か所の「地方事務所」を核に、司法過疎地域対策として設置した「地域事務所」などを全国に展開し、地域に密着した法律サービスを提供しています。こうした体制が、今回ご紹介する「司法ソーシャルワーク」を可能にするベースとなっています。

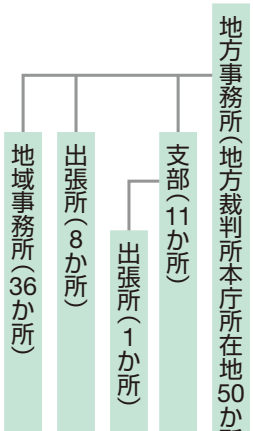

司法ソーシャルワークとは

民事法律扶助制度により、経済的に困っている方への法的支援が可能となりました。しかし、生活環境や精神的身体的な障がいなどが原因で、いまだに司法にアクセスできない方がたくさんいます。問題を抱えながらも、解決策を見つける手段やきっかけがないために、困難な状況にとどまらざるを得ないのです。

そのような方々が直面する様々な問題（福祉、医療、公的扶助、子育てなど）を解決する一つの方法が、法テラスと関係機関の連携による「司法ソーシャルワーク」です。それぞれの機関が得意とする分野のノウハウを活かしながら、問題解決に向けて総合的な支援を行います。

今回は、佐渡地域事務所と須崎地域事務所での事例をご紹介します。

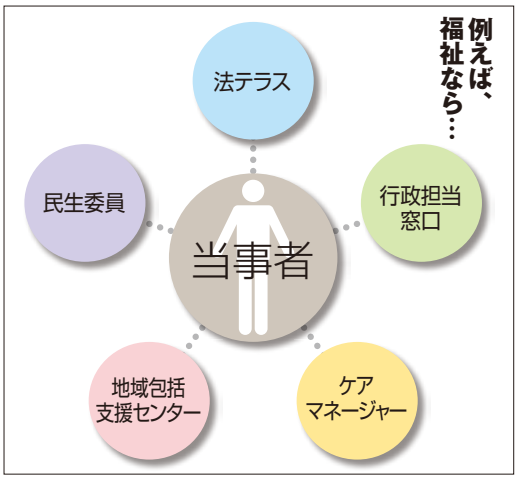

36番目の地域事務所がスタート
法テラス八雲地域事務所

●北海道八雲地域事務所の概要

以前活動されていた弁護士が地域を離れることになり、実質的に弁護士がゼロになってしまうことから、地元函館弁護士会等の要望を受けこの6月に設置。横浜から森田了導弁護士を迎え、事務員を含む計3名体制で、八雲町及び近隣町村の司法サービスをカバーします。

●地域司法の拠点を目指す

森田了導弁護士は「地元での法テラスの認知度は、まだまだ高くないという感触です。どのように地域に根付かせるか、そこが課題になると考えています。今後は、自治体の福祉関係機関や医療機関などにも働きかけ、連携・協力しながら地元密着の司法サービスを提供したいと思います」と意気込みを語っています。

●弱者の味方、気軽に相談できる法テラスに期待する地元

「地域住民からは多くの悩み事が寄せられるが、法律の専門家でなければ対応できないケースも多々ある。地元に弁護士がいてくれると心強いし、公的な法テラスなら安心して紹介できる」（八雲町長）「高齢者や経済的に余裕がない社会的な弱者が多い。法律相談ともなると都市へ行かなければならず、経済的にも負担が大きい。身近で気軽に相談できる法テラスには、こうした弱者のためにあってほしい」（長万部町関係者）といった声が寄せられています。

地元自治体関係者と法テラス関係者による開所式でのテープカット

これから事務所を運営していく3名のスタッフ

事例紹介 1 現場レポート

佐渡地域事務所 成年後見センター

市役所の中にある法律事務所

法テラス佐渡は、平成18年に開設され、私は2代目の弁護士として赴任しました。開設当時、佐渡市の人口約6万6000人に対して弁護士はたった1人。設立当初から相談が絶えず、今でも法律相談は月平均25件以上で約1か月待ちの状態が続いています。事務所は、佐渡市役所支所（同市河原田本町）の2階を間借りしており、同庁舎内には、市役所窓口、社会福祉協議会（社協）、地域包括支援センター（包括）、消費生活センター等があり、行政・福祉機関との距離が物理的・心理的に近い立地となっています。

成年後見センター検討会の様子

支援者チームの一員として

法テラス佐渡には、通常相談の外、行政・福祉機関の職員から高齢者や障がい者の方の相談が日常的に寄せられます。例えば、「認知症のおばあさんが借金をして、近所の人から法外な利息を取られているみたいなのだけど…」「一家全員が障がいをお持ちで、なかなか支援につながらないのですが…」といった相談を受けた場合には、ご本人と一緒に相談に立ち会っていただくほか、必要に応じてケース会議を開催し、支援者同士が情報共有を行った上で方針を固め、それぞれの役割に従ってご本人やご家族を支援していきます。支援者の構成はケースごとに、弁護士、社協職員、包括職員、ケアマネージャー、保健師、生活保護担当職員、民生委員等さまざまです。

包括職員からは、「高齢者虐待や困難ケースの支援者チームの一員として法的なアドバイスをいただいたり、逆に、法テラスの相談者で福祉的なアプローチが必要な方についてこちらが助言したりするなど、お互いの専門性を発揮し連携できる関係づくりができています」とのコメントをいただいています。

成年後見センターの立上げと展望

佐渡島は一人暮らしの高齢者も多く、親族では後見人等の適任者が見つからないことから、必然的に後見人等には弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選ばれることになります。ところが、法テラス佐渡が福祉団体や専門職等に対してアンケートを実施したところ、後見人等の需要は増加する一方、受け皿となる専門職の供給が追いついていないことが明らかとなりました。

そこで、関係機関が集まってプロジェクトチームを結成し、法人として後見人等を受任するとともに、新たな後見人等のなり手育成も行う「センター」の設立を求める報告書を佐渡市に提出しました。この報告がきっかけとなり、平成24年4月、佐渡市社協が成年後見センターを開設する運びとなりました。

「成年後見制度は財産管理をするのだから、お金持ちのための制度では？」と言われることがあります。しかし、判断能力が不十分なことで生活に支障が生じているのはむしろ低所得の方が多く、後見人等がご本人に代わって図のように関係機関と連携協力することで問題解決を図るケースも珍しくありません。逆に言えば、後見人等が必要なケースにもかかわらずなり手がいないために、根本的な解決が図れないケースも存在します。

左から加藤事務員、佐藤弁護士、水島弁護士、山本事務員

社協、市、専門職等が一体となって同センターを支え、佐渡における後見人等の需要に応えていくことが出来るよう、今後も支援を続けたいと考えています。

（文・水島俊彦弁護士）

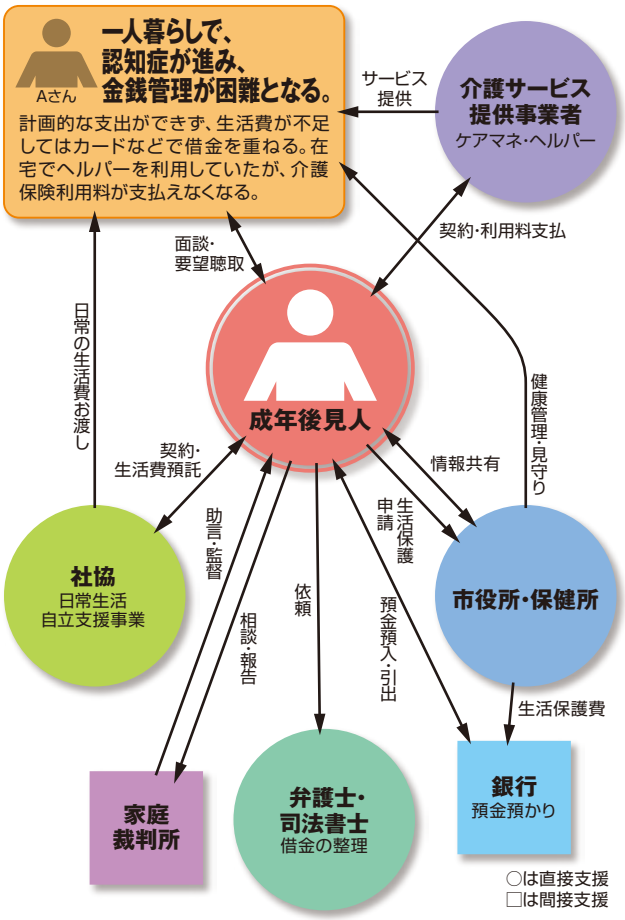

※成年後見人等とは？：知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人の法律行為の援助、財産管理等を行う者。家庭裁判所から選任され、判断能力の程度によって成年後見人、保佐人、補助人に分かれる。

事例紹介 2 取材レポート

須崎地域事務所 地域支援ネットワーク

■海岸沿いにある法律事務所

法テラス須崎のある高知県須崎市は、高知市中心部の西約40キロに位置し、事務所は海岸沿いの中心地にあります。現在須崎市には、法テラスのスタッフ弁護士2名と、日弁連の公設事務所の弁護士1名がおり、主にこの3名で高知地裁須崎支部管内（人口約9万2千人）をカバーしています。

■支援が必要な人へたどり着くために

平成21年に法テラス須崎に赴任したスタッフ弁護士の宮地洋平弁護士は、次のように語っています。

「法テラスは、経済的困難を抱え、社会的に孤立している弱い立場の人を法的に救うことが期待されています。しかし、これらの人たちは、法的トラブルを抱えても、弁護士に相談するという発想はなく、こちらが待っていてもなかなか自ら法テラスには来てはくれません。法的サポートを実現するためには、既に地域の中で社会的に弱い立場の人を支援している人たちの一員にしてもらうことが重要です。そのために、赴任当初から、まずは『呼ばれたら直接出向く』、支援者との接点の場として会議や勉強会には積極的に参加し、支援者から持ち込まれた個別ケースへのアドバイスを積み重ねて人間関係を築くように心がけてきました」

前列左から高林弁護士、宮地弁護士。後列左から事務職員の宮本さん、大谷さん

■地域支援ネットワークの支援者から見たスタッフ弁護士

宮地弁護士は地域の支援者との個別事案に関する対応の検討、情報交換の場であるケース会議にも参加し、支援者に対する法的アドバイスや事件受任を行っています。ケース会議の一員である、須崎市地域包括支援センターと、佐川町地域支援ネットワークの方々に、スタッフ弁護士との連携についてお聞きしました。

須崎市地域包括支援センター「スタッフ弁護士に一貫しているのは、『何でも相談してください。弁護士が自ら行きます』という積極的な姿勢。おかげで、弁護士の敷居の高さも取り払われ、信頼関係を築けています」「私たちが外から支援対象者を見た場合、不適切な状態であっても、本人や家族が問題に気付いていない場合もあります。そんなときに、法的に、どこまで介入していいのか、宮地弁護士に気軽に相談ができることは大変心強いです。自分たちの方向性は間違っていないか、落とし穴はないかと心配なとき、支援チームの中に宮地弁護士がいることでケースを多角的に見ることができます」

須崎市地域包括支援センターとのケース会議の様子

佐川町地域支援ネットワーク「佐川町では、平成18年に要保護児童対策地域協議会（※）を設置し、名称を佐川町地域支援ネットワークとして、子どもの虐待防止を中心とした地域の見守りを支援者とともに行ってきました。佐川町では、虐待の防止から、虐待を受けた要保護児童を元の家庭に戻す段階まで、ケース会議を通じて、継続的な見守りを行っています。子どもの虐待には、子の権利保護や親の環境調整等、法律の問題は避けて通れません。法テラスのスタッフ弁護士には気軽に何でも相談できます」

■スタッフ弁護士の仕事にかける思い

「支援対象者が地元で受け入れられ、事態を把握して見守ってくれる支援者がいれば、弁護士としても安心して支援できます。私自身もそうして地域の人たちに仕事を助けてもらいながら弁護士として育ててもらいました。そうであれば尚更、自分を頼ってくれる地域社会の方々の思いに応えたい、その一心で日々取り組んでいます」

スタッフ弁護士の地域でのソーシャルワークはまだ走り出したばかりです。法テラスでは今後も、地域支援ネットワークの一員としての活動に、法テラススタッフ弁護士を中心に力を注いでまいります。

※平成16年12月に改正された児童福祉法で、地方公共団体に要保護児童（虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども）に関する情報を交換したり支援内容を協議したりするために設置できる旨規定された協議会。児童の福祉に関連する組織の関係者で構成する。

■佐川町地域支援ネットワークのモデル

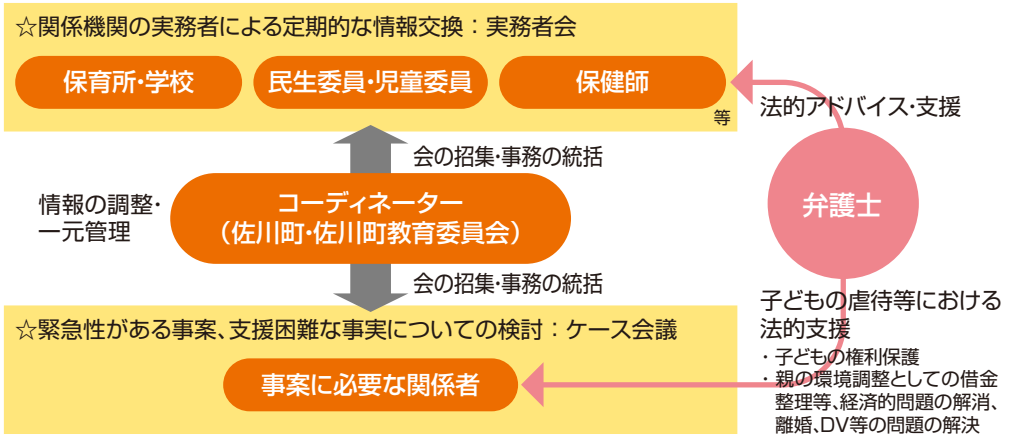

参考：「佐川町地域支援ネットワークガイドブック」（佐川町・佐川町教育委員会発行）

法テラス草創の足跡④

国民の基本的人権を保障する国選弁護制度

平成23年10月に業務開始から5周年を迎えた法テラス。
シリーズ「法テラス草創の足跡」の最終回は、
国選弁護制度に関するデータと、宮崎誠氏（元日本弁護士連合会会長）の寄稿文を掲載します。

5th Anniversary

■国選弁護人契約弁護士数の推移

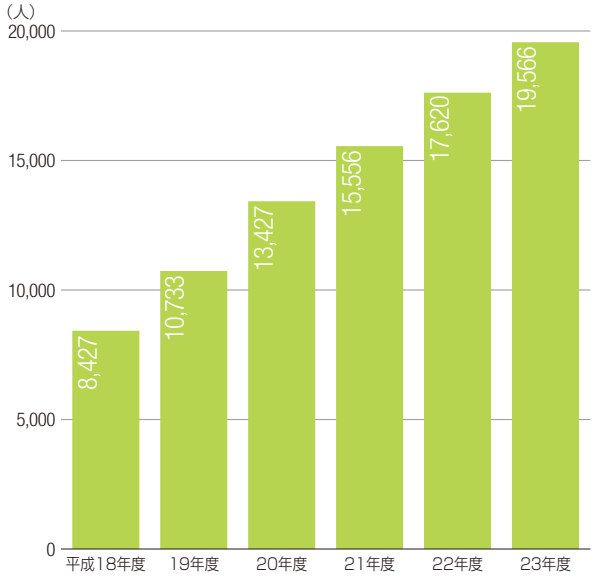

■被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件受理件数の推移

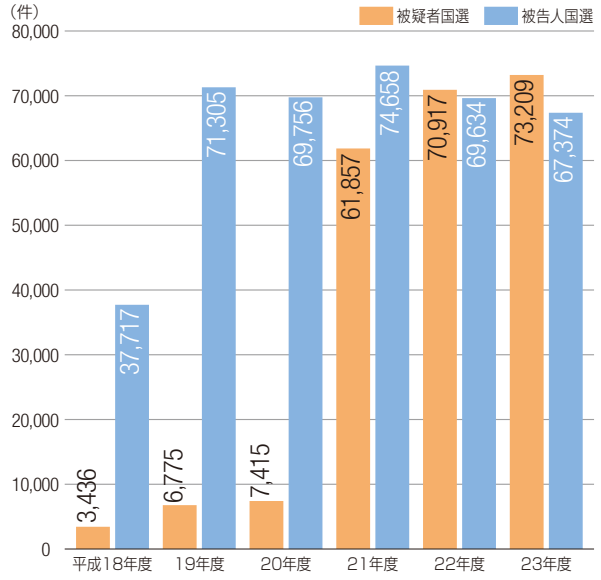

■国選付添人契約弁護士数の推移

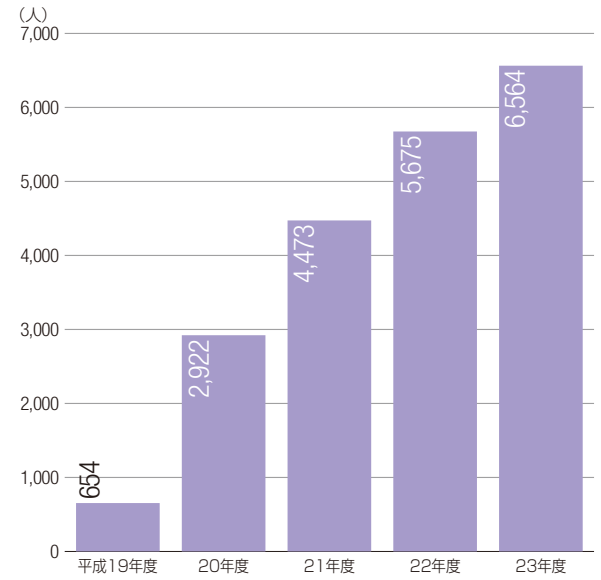

■国選弁護制度の歩み

従来、国選弁護制度は裁判所がその予算で運営しており、起訴後の弁護に限られていました。平成18年に法テラスが設立された際、国選弁護制度が起訴前にも拡大されるとともに、起訴後のものも含めて、その運営が法テラスに移管され、国選弁護人候補者の確保、国選弁護人候補者の裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬の支払が、法テラスの業務とされました。

業務開始後、平成19年の少年法改正により国選付添人制度（重大な事件で家庭裁判所の審判に付された少年に弁護士を国費でつける制度）が法テラスの所管とされ、平成21年の被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅拡充、裁判員裁判制度の開始など大きな変革を経験しましたが、各地の弁護士会等と連携して、対応してきました。

国選弁護制度は、国民の基本的人権を保障する大切な制度です。我々は、その制度を支えているという自覚を持って、日々の業務に取り組んでいます。

寄稿文

司法の風景

4

さらなる発展のため

弁護士
（元日本弁護士連合会会長）
宮崎 誠氏

２００２年11月、法テラスの構想が「リーガルサービスセンター」として突然、新聞記事となって以降、日弁連会内ではよく分からないまま制度化の議論が始まった。何年にもわたって訴え続けてきた公的資金による民事扶助事業の拡大や過疎偏在対策の受け皿が出来る期待もあれば、被疑者国選の実現にも見通しがついたと評価される一方、国選事務が法務省所管となる事には抵抗感が強かった。

私にとっても先人の御苦労の末、法案化され、国会係属の途中から責任者となり、よく分からないまま各単位会から説明に来いと呼ばれ、理事会でも毎回説明に追われた。法案で定めていても、規則や運用に委ねる部分が多く、「実際にどうなる」と言う質問が相次ぎ、「断言できないけれど、条文上はこうなので、きっとこういう組織・運用になるだろう」と（自信に満ちた？）説明は評判が悪く、「あなたの説明を聞いた時は分かった気持ちになったが、地元で説明し始めると実は肝心な事は何も決まっていないし、何も聞かされていないことに気がつく」と叱られたり、「言語明瞭・趣旨不明」と揶揄された。裁判所の国選業務や弁護士会の扶助・過疎偏在対策が合体し、今まで無かった情報提供業務が加わる組織や仕事のイメージがわかないと言われ、「まあごった煮のような組織ですな」と例えたところ、そんな組織で一番大事な弁護活動の自主性・独立性が守られると思うかと叱られた。

発足して5年を過ぎ、運用に委ねられた事項も実務が定着し、心配していた寄り合い所帯による非効率や軋轢も取り越し苦労であったようだ。弁護活動の自主性についての不安が解消されるにつれ、契約弁護士数も飛躍的に拡大した。まだまだ不満は有るが予算も着実に増額している。コールセンター業務や地方事務所における第一線の業務も円滑に行われていると聞き、ボランティア精神でがんばってこられた地方事務所正副所長をはじめ、第一線の業務を担う地方事務所の職員、スタッフ弁護士の奮闘、さらには歴代の理事長をはじめとする本部スタッフの皆さんの献身に心から感謝する次第である。

しかしながら欲が深い私にとっては、関係者の努力の割に、いまだに存在感の薄いのが残念で、この組織と活動をもっと大きく充実してほしいという期待がある。次の5年間、業務範囲の拡大もそうであるが、過疎地における幅広い活動、地震津波など災害対策での迅速な活動、ニーズに見合った活動拠点の拡大、全国組織としての力強い活動、など法テラスとしてやるべきことは多い。市民の期待は制度が整備されるに伴い、多様化し、より高度なそして、キメの細かいサービスが求められる。そのためにも、経済面を含め高度のサービス提供が持続可能となる体制作りもお願いしたいところである。しかし法テラスの今後の課題を挙げればあげるほど、努力をお願いすればするほど、実は法テラスと言うより、本当はその活動を支える弁護士、弁護士会の活動自体が問われていると思うのは私だけではあるまい。

「小さく生んで大きく育てる」ため、国民の理解や期待が不可欠であり、それと同様に、いやそのためにも弁護士・弁護士会のより一層のサポートが不可欠であろうと思う。

訪問記

関係機関紹介

東京都地域生活定着支援センター

厚生労働省の「*地域生活定着促進事業」に基づいて設置された「東京都地域生活定着支援センター」(運営主体は社会福祉法人 紫野の会)を訪ねてお話を伺いました。

*「地域生活定着促進事業の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html」

■地域生活定着支援センターとは

矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院など)の入所者の中には、高齢や障害によって自立した生活を送るのが困難であるにもかかわらず、過去に福祉的支援を受けていなかった人や受入先を確保できないまま退所する人がたくさんいます。これらの人々が、退所後直ちに福祉サービス等を受けられるよう、また社会福祉施設や地域社会に定着できるよう支援することを目的に設けられたのが「地域生活定着支援センター」です。

■地域で自立して生きていけるよう支援

東京都地域生活定着支援センター(以下、センター)は、保護司、社会福祉士資格者の職員5名で運営されており、平成23年5月の開所後、約60件の支援実績があります。赤平 守センター長に具体的な支援業務について伺いました。

「センターの支援は、入所中に受刑者の生の声を聞くことから始まります。特に、福祉から遠いところで生活していた高齢者や障害者はセンターの事業が理解しにくいため、面接を重ねて説明し、本人が何を望んでいるのかを探る必要があります。

退所者への支援は、適度な距離感を保ちながら、本人が自立できるよう働きかけます。福祉というレールを敷き、電車に乗せる。しかし、その電車から降りられないようでは支援と言えないので、途中下車できるよう、つまり本人が地域で自立して生きていけるよう、個々のケースに合わせて支援体制を整えます」

社会福祉法人 紫野の会
東京都地域生活定着支援センター 赤平センター長

■期待されるスタッフ弁護士の参加

これまでセンターと司法の連携は、支援者と個人的につながりのある弁護士や国選弁護人の善意に頼っていました。赤平センター長は法テラスとの連携について、次のように話されました。

「センターが対象とする人は、罪を犯すまでは被害者であったケースが多々あります。例えば、医療少年院には虐待を受けていた経験を持つ少年がとても多い。彼らは加害者であるとともに被害者でもあり、心も傷ついています。彼らを医療・福祉・労働・教育関係者とチームを作って支援していく際、弁護士さんにも加わっていただけたらありがたい。虐待防止法に基づいて権利を守るなど、どのような法的サポートができるのか、私たちとしても相談したいと思います。

同じ公的な組織である法テラスのスタッフ弁護士さんなら、顔の見える関係を作りやすく、支援も呼びかけやすい。支援の質を高めるためにも、法テラスから、スタッフ弁護士の存在やその役割についてどんどん情報発信していただきたいですね」

退所者の社会復帰や再犯・再非行防止については、法的な支援ができる局面がありますので、法テラスとしては今後も関係機関との連携・協力を促進していきたいと考えています。

支援チームの一員として期待される法テラスのスタッフ弁護士

column

ほ法、なるほど。

福岡市〝禁酒令〟と法教育

法テラス理事
安岡崇志

「しろしかろ～」――新聞記事を見て、新聞社の福岡支社に勤務したころ聞き覚えた、この方言を使いたくなりました。「しろしい」は標準語に移せば鬱陶しい煩わしいといったところですが、それで言い尽くせない気分もこめられる、地元紙が「博多弁番付」の横綱にすえるほど独特な言葉です。

福岡市長が市職員と市立学校の教員に5月末から1か月のあいだ外出先で酒を飲まないよう求めたのがそのニュース。職員や教員による酒の上の不祥事が相次いだのに危機感をもった市長が、公僕の自覚を促したいと敢えてとったショック療法で、見出しには「前代未聞」とありました。

福岡・博多の人たちは大体が祭りや宴会が好きな印象ですし、市役所は西日本一のネオン街「中洲」のすぐそばにあり、夜ともなれば周りの道路に博多名物の屋台が赤提灯をともします。外で酒を飲むなと言われた市職員や、職員たちが常連になっている店の人たちはさぞや「しろしい」思いだろうなと想像した次第です。

しかしこの〝禁酒令〟は、「しろしかろ～」だけでない色々なことを考えさせてくれました。いくら公務員でも勤務外の行動は自由なはずだ、一方で、勤務時間外だって公務員として身を律する責任は否定できない、そもそも市職員の服務規律とその基になる価値観とは何なのか、もし要請を拒む職員がいたら市長とどちらが正しいのかを誰が何を根拠に判断する？……等々なかなか難しい問題に行き当たるのです。

『はじめての法教育』という本があります。法務省に設けた法教育研究会が平成16年にまとめた報告書で、これを読むと、福岡市の〝禁酒令〟の奥に横たわる難しい問題について考えるヒントが得られます。そして社会の仕組みの中で生きていくのに欠かせない思考力と知識を身に着けるのが法教育なのだとも分かります。

法教育研究会は、法テラスと同じに、司法制度改革審議会の意見書（平成13年）から生まれた組織でした。ともに、意見書が提案した、司法を国民に近づける手立てを実行するために作られたのです。

法テラスも法教育に関わっています。所属の常勤スタッフ弁護士が先生役を務めたり、法教育を広めるシンポジウムを開いたりが主な活動です。ただ、法テラスにできる一番の法教育は別のところにあると私は考えます。

それは法テラスがなぜできたのか、どんな仕事をしているのかを市民に広く知ってもらうことです。法テラスを通じて司法制度を理解し利用してもらえるなら、それこそが本当に実践的な法教育になるでしょう。

法テラスは、期待される役割をより良く果たすため、運営理念を定めています。この理念の下、役職員は職務に取り組んでおります。

法テラス運営理念

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

一、私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。

一、私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。

一、私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。

一、私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。

一、私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

★**お知らせ** 法テラスでは、役員の報酬及び職員の給与の水準等について公開しております。詳しくは法テラスホームページをご覧ください。
http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhyou_jikou/kyuuyo/

ほうてらす vol.21 夏 Summer
2012年7月17日発行
発行●日本司法支援センター（法テラス）本部
発行責任者●事務局長 佐川孝志

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
☎050-3383-5333（代表）

第62回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～中央行事

更生保護・福祉連携シンポジウム

―立ち直りを支える福祉のチカラ―

犯罪や非行をした人の立ち直りや課題に対して福祉関係者としてどう向き合うかなどを考えていただき、立ち直りを支える輪を広げるためのシンポジウムを開催いたします。全国からの参加をお待ちしております。

参加を希望される方は、参加申込書に必要事項を記載の上、FAX、郵送、またはE-Mail（shamei@moj.go.jp）にてお送り下さい。参加申込書は、法務省ホームページ内「更生保護・福祉連携シンポジウム」ページ（下記のURL）へアクセスし、ダウンロードしてください。

日時	平成24年9月1日（土）12時45分～17時00分
会場	文京学院大学（本郷キャンパス）仁愛ホール
参加対象	福祉分野と更生保護分野の連携に関心のある方
定員等	700名・参加費無料（事前申込制）
申込締切	平成24年8月10日（金）

http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo03_00026.html

「日本子ども虐待防止学会第18回学術集会高知りょうま大会」の開催について

本大会は、例年、各都市で開催される大会であり、高知では初の開催となります。大会の実行委員には、高知県下の法テラススタッフ弁護士を中心に、司法、福祉、医療、教育関係者等様々な分野の方が関わっています。

高知の地から子どもの虐待問題の本質を問い直すメッセージを発する大会にしたいと考えています。全国からの参加をお待ちしております。

問い合わせ先、プログラム等の詳細は法テラスHP（http://www.houterasu.or.jp/）をご覧ください。

日程：平成24年12月7日（金）～8日（土）

会場：高知県立県民文化ホール・高知県立大学　ほか

●平日 9:00～21:00　●土曜日 9:00～17:00

■法テラス・サポートダイヤル

ナビダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

IP電話・PHSからは03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル

ナビダイヤル

0570-079714（なくことないよ）

IP電話・PHSからは03-6745-5601

■震災 法テラスダイヤル

フリーダイヤル

0120-078309（おなやみレスキュー）

震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご留意ください。

■ウェブ検索

法テラス　検索

法テラスクイズ

Q1 少年審判には「弁護人」という制度はなく、代わりに「付添人」という制度があります。では、付添人になれるのは？

1：弁護士に限定　2：弁護士以外でも可能

Q2 国選付添人弁護士が担当する少年事件はどちらでしょう？

1：すべての少年事件
2：殺人、強盗などの重大な少年事件

分かりましたか？

正解及び解説は法テラスのホームページまたは携帯サイトで!!

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務部広報室
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
Eメール：koe@houterasu.or.jp

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから▶http://www.houterasu.or.jp

[編集後記] 司法過疎対策のために6月に開所した八雲地域事務所に取材に行ってきました。そこで多く耳にしたのは、自治体等からの「このように地元に法テラスが来るまで存在自体全く知らなかった」と言う声でした。このようにまだまだ認知度も低い地域もあり、今後とも地道な広報活動を行い、多くの方々に利用していただけるよう努めてまいりたいと今回の取材で感じました。（A.T）

日本司法支援センター 法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとしたココロに光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」（さんさんと日が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ）のような場でありたいという意味を込めています。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK